

喬木村商工業振興資金 一覧表

資金名	貸付条件 資金用途	融資対象	貸付限度	貸付期間	貸付利率	償還方法	保証人	担保	添付書類	
商工振興資金	運転資金	中小企業等	500万円以内	5年以内	年利2.1%	分割	原則として個人事業者は不要。法人事業者は法人代表者（実質経営者を含む。）以外は不要	必要に応じて徴収する	貸借対照表（又は試算表）、損益計算書、納税証明書	
	設備資金	中小企業等	1,000万円以内	7年以内（建物15年以内）		6箇月以内据置き分割			同上 見積書、カタログ（仕様書）	
小口資金	運転資金及び設備資金	小規模企業者であり原則として3箇月以上商工会の経営指導を受けていること	200万円以内	5年以内	年利1.8%	分割	必要に応じて徴収する	徴収しない	貸借対照表（又は試算表）、損益計算書、納税証明書 設備資金は見積書、カタログ（仕様書）	
後継者資金	運転資金	中小企業等の代表者及び代表者の継承者であって現に当該中小企業者等の事業に従事する50歳以下の者であり原則として3箇月以上商工会の経営指導を受けていること	500万円以内	5年以内	年利1.4%（利子補給5年以内貸付利率の1/2以内）	分割			必要に応じて徴収する	貸借対照表（又は試算表）、損益計算書、登記簿謄本、事業継承同意書、納税証明書
	設備資金	中小企業等の代表者及び代表者の継承者であって現に当該中小企業者等の事業に従事する50歳以下の者であり原則として3箇月以上商工会の経営指導を受けていること	1,000万円以内	7年以内（建物15年以内）	年利1.4%（利子補給15年以内貸付利率の1/2以内）	6箇月以内据置き分割			同上 見積書、カタログ（仕様書）	
経営革新資金	事業の転換・新分野進出等経営の多角化に要する費用に伴う運転資金及び設備資金	中小企業等であり原則として3箇月以上商工会の経営指導を受けていること	1,000万円以内	7年以内	年利1.4%（利子補給7年以内貸付利率の1/2以内）	分割			必要に応じて徴収する	経営革新計画又は経営力向上計画申請書類 決算書・最近の試算表 納税証明書 設備資金は見積書、カタログ（仕様書）
経営健全化資金	不況に伴う運転資金	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号及び同条第6項に該当する者。又は第5号認定以外の業種の中で売上高が前年対比10%以上減少している中小企業。原則として3箇月以上商工会の経営指導を受けていること	1,000万円以内	7年以内	年利1.4%（利子補給7年以内貸付利率の1/2以内）	分割	必要に応じて徴収する	決算書・最近の試算表 納税証明書 事業計画書		
創業支援資金	開業に要する運転資金及び設備資金	喬木村創業支援事業計画の創業支援事業の助言指導を受けた者で、開業予定3箇月前から開業1年未満である者	500万円以内	7年以内（建物15年以内）	年利1.4%（利子補給15年以内貸付利率の1/2以内）	6箇月以内据置き分割	必要に応じて徴収する	住民票、納税証明書 事業計画書 設備資金は見積書、設計設備計画図、カタログ（仕様書） 事業所以外の場所に設置する設備にあっては設置場所の略図		

新型コロナウイルス感染症特別資金	運転資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号、同項第5号及び危機関連保証制度要綱（平成29年10月23日中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する者	500万円以内	7年以内	年利1.4%（利子補給5年間貸付利率10/10以内、6年目以降貸付利率1/2以内）	12箇月以内 据置き分割		必要に応じて徴収する	決算書、最近の試算表、納税証明書
------------------	------	--	---------	------	---	-----------------	--	------------	------------------